

第四十四回

芭蕉の句と築上町

「こ(木)のもとに汁も鱸もさくらかな」

この句は俳人 松尾芭蕉(一六四四—一六九四)が元禄三(一六九〇)年に伊賀上野の小川風亭で花見の際に詠んだ歌仙四十句の発句です。「桜の木の下で花見をしていると、そこに花びらが静心なく散ってきて、おかげで汁椀といわず、鱸(酢の物)といわず、花びらで一杯になってしまふ。なんと豊かな花の一日であろうか。」という意味が込められています。

天明三(一七八三)年、寒田の山中「乳呑坂」で芭蕉の九十回忌を偲び、扇会という句会が催され、右記の句を刻む塚が建立されました。塚周囲には現在、樹高十八〜二十三メートルにも達する巨大な五本のヤマザクラが根を張り、句会が催された当時も今のように周囲に桜が咲き乱れ、思わず芭蕉を偲んで、先の句が口をついて出たのかもしれない。

町内には他にも芭蕉の句碑が見られます。①「夏草や つはものどもか ゆめのあと」(寒田・牧の原キャンプ場・昭和五十年頃)、②「閑さや岩にしみ入る蝉の声」(寒田・水子地藏尊堂・昭和五十六年)、③「先だのむしひの木もあり夏木立」(上築城・大野神社・昭和五十年頃)、④「ふる池や 蛙とびこお 水の音」

(湊・金富神社・安政五(一八五八)年)です。

芭蕉自身は現在の三重県伊賀市出身で、東北・北陸地方を巡った紀行文『おくのほそ道』は有名ですが、九州には一度も訪れたことがありません。しかし、元禄四(一六九一)年に九州への旅を計画した手紙が残されており、連歌師の飯尾宗祇や歌人の西行も訪れた九州への想いは一際強かったようです。残念ながら、病にたおれ、その願いは叶うことはありませんでした。(註)

その想いは弟子達に引き継がれ、『おくのほそ道』にも登場する河合屋良は晩年九州を訪れ、長崎県壱岐で亡くなっています。また、芭蕉に博学多才な面を可愛がられた各務支考(一六六五—一七三二)は、芭蕉が亡くなって四年後の元禄十一(一六九八)年に北部九州を旅し、町内の綱敷天満宮を訪れています。

芭蕉の句碑や塚は全国に約二千九百基あり、そのうち九州には二百二十六基もあるそうです。

先ほど紹介した句碑のうち、①③は町在住者の俳句会「土曜会」の同人が、②は俳号「清流」(故中畑末松氏)がそれぞれ建立したものです。なお、④は俳号「東井盧鼎雨」(江戸時代の椎田の豪商「井上重三郎」)が自宅庭に建

立したものを後に金富神社境内池の中島に移したものです。

これらの句碑は江戸時代から現在まで、築上町で松尾芭蕉の影響を受けた俳句の文化が盛んだったことを物語っています。

みなさんも春風に吹かれて散る桜の花びらを眺めながら一句詠んでみてはいかがでしょう。

(文化財保護係 馬場克幸)

(註) 芭蕉の手紙には「九州・四国の方一見残し置候間、何とぞ来秋中にも又々江戸を出可申覚悟」と書かれており、九州旅行への強い想いが伝わってきます。

【参考文献】

宮本工「豊前地方における俳句の流派について」(美濃派 各務支考の俳諧の流れ)」

轟良子 一九九七年『北九州文学散歩』西日本新聞社

轟良子 二〇〇一年『ふくおか文学散歩』西日本新聞社

山内公二ほか一九八四年『京築の文学碑』美夜古郷土史学校



▲芭蕉塚のヤマザクラ(町指定文化財)例年、4月初旬頃が見頃。

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」が一部改正され、4月1日から施行されました(一部の規定は9月21日施行)

【主な改正内容】

- すべての県民は、飲酒運転を発見したときは、警察官へ通報するよう努めなければなりません(4月1日施行)。
- 飲酒運転検挙者全員に、アルコール依存症に関する診察又は飲酒行動に関する指導を受けることが義務付けられます(9月21日施行)。
飲酒運転を撲滅するには、本人の自覚はもちろんですが、家族や職場の同僚など、周りの方々の協力が不可欠です。
県民、事業者、行政などが力を合わせ、飲酒運転のない、安全で安心して暮らせる社会をつくりましょう。

